

市・県民税の申告

相談は、電話かサイトからの
完全予約制

2月9日(水)から、市・県民税の申告相談受付が始まります。

01 対象者

申告が必要な方

- ▼ 公的年金を受給している方で、医療費控除などの各種控除があるかた
- ▼ 給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
 - 勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されていない
 - 昨年中に退職し、その後再就職していない
- ▼ 給与、公的年金以外の所得（営業、農業、不動産などの所得）がある方で、所得税の確定申告をする必要がないかた


申告が不要な方

- ▼ 令和3年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
 - 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告とは別に市・県民税の申告が必要です。詳しくは、2月5日号市報または市のホームページをご覧ください。
- ▼ 年末調整された給与所得のみで、勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ▼ 公的年金のみを受給している方で、医療費控除などの各種控除がないかた

02 申告受付

申告の相談

- ▼ 相談は**完全予約制**です。
- ▼ 下記の専用電話か専用サイトから申し込みください。
* 当日予約不可。各日定員になり次第終了。

① 予約専用電話 TEL 0570-066-002	受付期間 1月21日(金)～3月14日(月) * ①は土・日曜日、祝日を除く
② 予約専用サイト 	受付時間 ① 午前8時30分～午後5時 ② 午前8時30分～午後8時

- ▼ 申告お知らせ通知が届いた方
同封の「お知らせ」に記載の予約番号で予約してください。



市・県民税申告相談受付会場・日程

とき	ところ	予約開始日
2月9日(水)	中里交流センター	1月21日(金)
2月10日(木)・14日(月)・15日(火)	十王総合健康福祉センター(ゆうゆう十王)	
2月16日(水)・17日(木)	豊浦交流センター	1月25日(火)
2月18日(金)・21日(月)・22日(火)	日高交流センター	1月27日(木)
2月24日(木)・25日(金)・28日(月)・3月1日(火)	消防本部3階講堂	1月31日(月)
3月2日(水)～4日(金)・7日(月)	久慈交流センター	2月2日(水)
3月8日(火)～11日(金)・14日(月)・15日(火)	多賀市民プラザ	2月4日(金)

* 受付時間は各会場とも、午前8時30分～午後3時30分までの30分間隔

郵送で提出

相談会場での受付以外に、郵送で申告を受け付けています。

- ▼ 市のホームページ「市民税・県民税仮計算・申告書作成システム」で申告書を作成できます(利用は1月下旬から)。作成した申告書は、「03 申告に必要なもの」を添付して市民税課へ郵送してください。
- ▼ ご自宅にパソコンがない方や、紙での市・県民税申告を希望する方は、用紙を郵送しますので、市民税課にご連絡ください。

その他のお知らせ

介護認定を受けている方の医療費控除

▼介護サービス利用料

施設サービスや居宅サービス（訪問看護、通所リハビリテーションなど医療系のサービスを利用している場合）の利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。

▼おむつにかかる費用

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、介護保険課で確認した書類でも医療費控除の対象として申告することができます。条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

問合せ 介護保険課
内線 212

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納めている方へ（年金天引き以外）

令和3年に納めた保険料をお知らせする「納付済額通知書」を1月31日(月)までに郵送します。

確定申告などで社会保険料控除を受けるときに、支払いを証明する書類としてお使いください。

問合せ 国民健康保険課
内線 207

03 申告に必要なもの

▼申告書（市民税課、各支所にあります）

* 申告者本人と配偶者、扶養親族で控除を受ける方のマイナンバーの記載が必要です。

▼本人確認書類（次のA B いずれか）

A マイナンバーカード

B マイナンバー通知カードと運転免許証など（身元確認ができるもの）

▼所得の計算に必要なもの

■ 給与、年金などの令和3年分の源泉徴収票または給与明細書など

▼令和3年中に支払った下記の領収書または証明書

- 国民年金、国民健康・介護・後期高齢者医療保険料など
- 生命・地震・旧長期損害保険料
- 障害者控除の適用を受ける方の障害者手帳など
- **医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」（市民税課、各支所にあります）の添付が必要。**

04 所得税の確定申告（還付申告）

▼市で受け付けできる所得税の確定申告

「給与所得及び雑所得のみの方」が対象です。確定申告をする方は、税務署からのはがきをお持ちください。

▼市で受け付けできない所得税の確定申告（次のいずれかに該当する方）

- 営業、農業、不動産所得の申告
- 株式、土地などの譲渡所得や配当、先物取引による所得の申告
- 住宅借入金等特別控除など、住宅税制による減税の申告
- 国外居住親族を扶養とする申告

* 該当する方は、前年の確定申告書及び収支内訳書の控えを持参し、下記会場へ（個人消費税、贈与税も申告できます）

税務署からのお知らせ

とき * 1	ところ	対象
～1月31日(月)	日立税務署	還付申告の方
2月1日(火)～15日(火)	日立シビックセンターマーブルホール	還付申告の方 贈与税申告の方
2月16日(水)～3月15日(火)		全ての方

* 1 土・日曜日、祝日を除く。2月20日(日)・27日(日)は中央ビル4階（水戸市）で実施。

受付時間 午前9時～午後4時

* 混雑状況により、午後4時前に終

了する場合があります。

* 入場には、当日の会場配付または国税庁 LINE 公式アカウント（右記QR）から事前に取得した入場整理券が必要です。



* 作成済みの申告書を提出する場合は、「入場整理券」は必要ありません。

問合せ 日立税務署 TEL 21-6346

ご不明な点など、お気軽に
問い合わせてください。



市民税課 伊藤主事

問合せ
市民税課 内線 235